# TRI-FORCE 赤坂/HIIT ジム赤坂 会則

#### 第1章 総則

#### 第1条 名称

本GYMは、TRI-FORCE 赤坂/HIIT ジム赤坂(以下「本GYM」という。)と称します。

#### 第2条 目的

本GYMの目的は、本GYMの会員に、本施設を提供し、会員相互の 親睦を図り、併せてブラジリアン柔術・キックボクシングなどの普及発 展に寄与することとします

#### 第3条 所在地

本GYMの事務所は、港区赤坂 3-10-4 月世界ビル B1 階(以下「本施設」という。)内におきます。

#### 第4条 運営

本GYM及び本施設の運営・管理は株式会社 Martial Arts (以下「当社」という。)が行います。なお、会員の個人情報に関しては、当社が法令に従い適切な安全管理を講じたうえで取り扱います。

#### 第2章 会員資格及び諸費用

## 第5条 入会及び諸費用

1.本GYMに入会を希望する者は、所定の申し込み手続きを行い、当 社の承認を得るとともに、所定の初期費用を払い込まねばなりません。 尚、入会の申し込みを承諾するか否かは、当社が判断するものとしま す。

2.入会金及び月会費は、当社の定める金額とし、一旦払い込まれた入 会金及び月会費は、いかなる事由があってもこれを返還しません。

3.入会金、月会費および細則などで別途定める諸費用は、経済事情等の変動により、改定することがあります。

4.月会費の払い込み方法は、原則として、クレジットカード払いとします。

#### 第6条 会員資格の譲渡禁止

本GYMの会員資格は、他人に譲渡することは出来ません。

#### 第7条 入会資格

本GYMに入会できる者は、本GYMの趣旨に賛同した方とします。 但し、下記に該当する方は入会することができません。

(1)結核病、伝染病、およびこれに類する疾患を有する方

(2)医師から運動を禁止されている方

(3)本GYM又は当社が入会に適さないと判断した方

(4)刺青、タトゥーのある方

#### 第8条 未成年者

未成年者が本クラブへの入会を希望する場合は、親権者の同意を必要とします。

### 第9条 休会

本GYMを休会する場合には、休会する日の属する月の前月5日(5日が休館日の場合はその前日)までに当GYM受付にて休会申込書をご提出ください。休会届は必ず本人が対面で行う必要があり、原則として電話やEメールでは受付しません。また、休会中は月額1000円の休会費が発生します。

# 第10条 除名

当社は、会員が次の各号のいずれか一つにでも該当した場合、当該会員につき、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

(1)2 ヶ月以上月会費を滞納し、相当期間を定めて支払いを催促されたにもかかわらず、これを支払わなかったとき

(2)本GYMの品位、名誉、信用などを著しく傷つけ、又は本GYMの 秩序を乱したとき

(3)本会則その他、本GYMの定める規則に違反したとき

(4)その他、本GYM又は当社において、除名を相当と認める事由があったとき

# 第11条 資格の喪失

会員は、次の場合その資格を失うものとします。

- (1)退会したとき
- (2)死亡したとき
- (3)除名処分を受けたとき
- (4)後見、保佐又は補助の開始の裁判があったとき
- (5)失踪宣告を受けたとき

(6)本GYMへの入会申し込みに際して、虚偽の事実を申告しまたは不正な手段で入会したことが判明したとき

(7)その他前各号に準じる事由が認められたとき

#### 第12条 退会

本G YMを退会する場合には、退会する日の属する月の前月5日(5日が休館日の場合はその前日)までに当G YM受付にて退会申込書にてご提出ください。退会届は必ず本人が対面で行う必要があり、原則として電話やE メールでは受付しません。また、会費等を未納の間は、退会することができません。

#### 第3章 附則

#### 第13条 ビジターの利用

当社は、会員以外の者(以下「ビジター」という。)に本施設を利用させることがあります。ビジターの料金、その他ビジターに関する規則は、別に当社が定めます。

#### 第14条 本施設の廃止、利用制限

1. 当社は次の事由により、本施設の一部又は全部を閉鎖することがあります。

(1)気象、災害、事故等の事由により、必要があるとき

(2)本施設の改造または補修のため、必要があるとき

(3)法律の改正、行政指導等により、必要があるとき

(4)その他当社において必要があると判断したとき

2. 当社は、本施設を利用して、会員及び会員以外の者を対象とした各種スクールを開催することができます。なお、会員は、スクール開催期間中、本施設の内、スクールで使用している部分について、原則として使用できないものとします。この場合、会員は、何らの異議を述べることができないものとします。

3.各種大会及び特別行事を開催する場合は、本施設の一部又は全部の利用が制限されることがあります。この場合、会員は、何らの異議を述べることができないものとします。

#### 第15条 休業日

本施設の休業日は、祝日及び当社が毎月定めるものとします。

#### 第16条 事故の責任

1.会員は自己の責任と危険負担において、本施設を利用するものとします。

2.会員が本施設を利用中に生じた盗難、傷害等の事故について、当社 及び本GYMは一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失が あった場合はこの限りではありません。

3.会員相互又は会員・ビジター間のトラブルについては、当事者同士で解決するものとし、当社及び本クラブは一切責任を負いません。

#### 第17条 責任事項

1.会員は、同伴または紹介したビジターの本施設内における行為、事故等の一切につき、当社に対し、当該ビジターと連帯して責任を負うものとします。

2.会員は、同伴または紹介したビジターの当社に対する支払いについて、当社に対し、当該ビジターと連帯して責任を負うものとします。

#### 第18条 会員証・受講票

1.当社は、会員に対して、本クラブの会員証を発行します。会員は、本施設を利用する際、これを受付に提示しなければなりません。

2.会員証を他人に貸与、譲渡することはできません。

3.会員は、退会時に会員証を返還しなければなりません

4.会員は、会員証を紛失、毀損した場合、本GYMに届け出、再発行の手続きをしなければなりません。再発行の料金については細則によります。

# 第19条 利用規則

本施設の運用上必要と認められる事項については、別途利用規則によりこれを定めます。会員は、これを厳守しなければなりません。

# 第20条 個人情報の取り扱い

(1)当GYMと会員の連絡のため

(2)ご意見・お問合せへの回答、記録保管のため

(3)会員居住地のデータ分析等個人を特定しない統計情報管理のため (4)当社内でのサービスのご紹介のため

(5)前各号のほか、当GYMの適正な運営に必要な範囲で

2.当GYMは、当社の個人情報保護規定に基づき、会員の個人情報を 適正に管理します。

#### 第21条 利用案内

当GYMの会員への諸通知等は、会員から届出のあった住所地及びEメールアドレスに対して行うものとします。会員の住所変更やEメールの受信状況により通知の延着や未到着があった場合でも、当社はそれにより会員が被った損害について責任を負いません。

# 第22条 細則

本会則に定めない事項については、別途細則によりこれを定めるものとします。

#### 第23条 会則の改定

当社は、本会則、細則、利用規則等を改訂することがあります。この場合、会員は、改定した本会則、細則、利用規則等に従うものとします。

# 第24条 発効

本会則は、令和3年1月18日より発効します。

	期限	費用
退会届	退会する日の属する 月の前月の <b>5</b> 日まで *1	無料
会員種別変更届	変更する前月の5日まで	無料
銀行口座変更	随時	無料
会員証の再発行に ついて	随時	200 円

<sup>\*1</sup> なお、月会費は退会月末日分までお支払いいただきます。

# 利用規則

- 1. 現金、貴重品などはご自身でご管理ください。
- 2. 本施設内へのタバコ類の持ち込みは禁止させていただきます。
- 3. 酒気を帯びての本施設のご利用は固くお断りいたします。
- 4. 更衣室以外の本施設内において、上半身及び下半身の着衣を脱ぐことを禁止します。
- 5. 指定の場所以外での飲食はお断りいたします。
- 6. 本施設内では、スタッフの指示に従って下さい。また、スタッフの判断により、本施設の利用の中止を求められたときは、直ちに本施設の利用を中止してください。
- 7. 本施設利用中、気分がすぐれなくなったときは、ただちに係員に申し出て下さい。
- 8. 本施設の開館及び閉館時間、並びに利用時間は必ずお守りください。
- 9. 会員証を提示しない場合は、本施設への入場をお断りする場合もございます。
- 10. 湯・水・電気などの節約、省エネルギーにご協力ください。
- 11.運動目的以外での長時間のご利用またはご滞在はご遠慮下さい。
- 12.刺青、タトゥーのある方のご入館は禁止となります。また、虚偽の申告があった場合は、退会処分とさせて頂きます。

<sup>\*2</sup> 上記以外でも、フィットネス管理上必要な手続をとって頂く場合があります。